

テパ工鶴ヶ島定期巡回サービス

(連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

令和 8年 4月1日現在

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(鶴ヶ島市指定 1196200156)

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ 目次 ◇

1. 事業者	1頁
2. 事業所の概要	1頁
3. 事業実施地域及び営業時間	2頁
4. 職員の配置状況	2頁
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4頁～ 6頁
6. 利用料金のお支払い方法	7頁
7. サービスの利用に関する留意事項	8頁
8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画	9頁
9. 勤務体制の確保等	9頁
10. 地域との連携	10頁
11. 指定訪問看護事業所との連携	10頁
12. サービス終了に伴う援助について	10頁
13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	11頁

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 nino-nino
- (2) 法人所在地 〒350-2214 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷432番地2
- (3) 電話番号 049-272-3833
- (4) 代表者氏名 代表取締役 高橋 達朗
- (5) 設立年月日 平成24年7月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
鶴ヶ島市指定 平成30年3月1日指定
- (2) 事業の目的 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 テパ工鶴ヶ島定期巡回サービス
- (4) 事業所の所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷432番地2
- (5) 電話番号 049-272-3833
FAX番号 049-272-3834
- (6) 管理者氏名 高橋 達朗
- (7) 運営の方針
 - ・ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - ・ 定期巡回サービスは、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - ・ 定期巡回サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - ・ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - ・ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - ・ 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(8) 事業の開始年月日及び有効期間満了日

令和6年3月1日 より 令和12年2月28日

(9) 設備の概要 ・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または 備品を備えます。

ア・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器

(3) 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鶴ヶ島市

(2) 営業日 365日

(3) 営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

管理者：1名

オペレーター： 名

計画作成責任者： 名

定期巡回サービス： 名

随時訪問サービス： 名

「認定特定行為業務従事者： 名」

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについての利用料金は、法定代理受領サービスに該当する場合、利用者の負担割合証に記載の割合に応じた額となります。

〈サービスの概要〉

① 定期巡回サービス訪問	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

〈サービス利用料金〉

- 基本料金 1ヶ月ごとの包括料金（定額）です。
- 鶴ヶ島市は「1単位10.42円6級地」です。

	介護分	看護分
要介護 1	5446 単位 一割負担(5675 円) 二割負担(11,550 円) 三割負担(17,325 円)	2,961 単位 一割負担(3,078 円) 二割負担(6,171 円) 三割負担(9,256 円) (要介護 5 の場合、プラス 800 単位) 3,761 単位 一割負担(3,919 円) 二割負担(7,835 円) 三割負担(11,757 円)
要介護 2	9720 単位 一割負担(9,695 円) 二割負担(19,319 円) 三割負担(28,978 円)	
要介護 3	16140 単位 一割負担(16,818 円) 二割負担(33,636 円) 三割負担(50,454 円)	
要介護 4	20417 単位 一割負担(21,275 円) 二割負担(42,549 円) 三割負担(63,824 円)	
要介護 5	24692 単位 一割負担(25,729 円) 二割負担(51,458 円) 三割負担(77,187 円)	

・加算および減算料金

通所介護等サービス 利用時の調整	通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合	要介護 1	-62 単位/日 一割負担(65 円)/日 二割負担(130 円)/日 三割負担(194 円) 日
		要介護 2	-111 単位/日 一割負担(116 円)/日 二割負担(232 円)/日 三割負担(347 円) /日
		要介護 3	-184 単位/日 一割負担(192 円)/日 二割負担(384 円)/日 三割負担(576 円) /日
		要介護 4	-233 単位/日 一割負担(243 円)/日 二割負担(486 円)/日 三割負担(729 円) /日
		要介護 5	-281 単位/日 一割負担(293 円)/日 二割負担(586 円)/日 三割負担(879 円) /日
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合	30 単位/日 一割負担(32 円)/日 二割負担(63 円)/日 三割負担(94 円) /日	
サービス提供体制加算 Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合	640 単位/月 一割負担(667 円)/月 二割負担(1,334 円)/月 三割負担(2,001 円) /月	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1 月につき + 所定単位 18.2%	

<p>総合マネジメント体制 強化加算</p>	<p>個別サービス計画について、 利用者の心身の状況や家族を 取り巻く環境の変化を踏ま え、介護職員や看護職員等の 多職種協働により、随時適切 に見直しを行っている場合。 各サービスの特性に応じて、 「病院又は診療所等に対し、 日常的に、情報提供等を行っ ている」場合。</p>	<p>800 単位／月 一割負担（834 円）／月 二割負担（1,668 円）／月 三割負担（2,501 円）／月</p>
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額（原則としてサービス利用料金の1割及び2割）をお支払いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者にご説明します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

ア. 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

イ. 通常の事業の実施地域外の交通費

通常の事業の実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、「通常の実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり100円」をいただきます。

ウ. 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

6. 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月２７日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

埼玉縣信用金庫 鶴ヶ島支店 普通預金 口座番号 6124250

株式会社nino-nino 力)ニノニノ

代表取締役 高橋達朗

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

7. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービスを行う訪問介護員

複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替

ア. 利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。ただし訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにすることにより、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

イ. 事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

（３）サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）はお客様のご負担となります。

エ. 合鍵のお預かりについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管します。通常、合鍵のお預かりはできません。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受2. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供3. 飲酒及び喫煙4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(5) サービス利用にあたっての禁止事項

- ア. 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- イ. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、などのハラスメント行為。
- ウ. サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う行為、またそれらをSNS等に搭載する行為。

(6) 提供の拒否の禁止

- ア. 利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することはいたしません。
- イ. 「(5) サービス利用にあたっての禁止事項」に定めた行為をおこなった場合は即時サービスを中止し、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(7) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(8) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

(9) 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。

- (2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- (3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとしします。

9. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所の従業員によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業員に行わせることができるものとしします。
- (3) 前2項にかかわらず、午前6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。
- (4) 事業所は従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 認知症及び認知症ケア
 - イ. マナーと接遇
 - ウ. ハラスメント防止・対策
 - エ. 業務継続計画（BCP）
 - オ. 感染症の予防・まん延防止
 - カ. 高齢者虐待防止
 - キ. 法令遵守
 - ク. プライバシー保護
 - ケ. 苦情対応
 - コ. 事故対応と再発防止
 - サ. 緊急時の対応

10. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、市又は地域包括支援センターの職員、有識者等とする。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

11. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとする。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

12. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 「7(5) サービス利用にあたっての禁止事項」の行為があった場合
- (5) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (6) 利用者が死亡した場合

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	管理者 高橋達朗
受付時間	9:00~17:15 (月曜~金曜、祝日を除く)
電話番号	049-272-3833

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴ヶ島市役所 介護保険課	所在地	鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
	電話番号	049-271-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談専用	所在地	埼玉県さいたま市中央区下落合1704
	電話番号	048-824-2568

14. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価の有無。

【実施の有無】	有・無	【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】			
【評価結果の開示状況】			

令和8年4月1日 施行

令和 年 月 日

サービスの提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 432 番地 2

法人名 株式会社 nino-nino

代表者名 高橋 達朗

説明者

事業所名 テパエ鶴ヶ島定期巡回サービス

氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名